



( 別添 2 )

日中共同声明文案大綱

秘密指定解除  
情報公開室

- 1 中華人民共和国と日本国との間の戦争状態はこの  
声明が公表される日に終了する。
- 2 日本国政府は、中華人民共和国政府が提出した中  
日国交回復の三原則を十分に理解し、中華人民共和  
国政府が、中国を代表する唯一の合法政府であるこ  
とを承認する。  
これに基づき両国政府は外交関係を樹立し、大使  
を交換する。
- 3 双方は、中日両国の国交樹立が両国人民の長期に  
わたる願望にも合致し、世界各国人民の利益にも合  
致するものであると声明する。

(「双方は次のように声明する」と冒頭にいつて  
もよい)

- 4 双方は主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、

極秘

内政の相互不干渉、平等互恵、平和共存の五原則に基づいて、中日両国の関係を処理することに同意する。

中日両国間の紛争は、五原則に基づき、平和的話し合いを通じて解決し、武力や武力による威嚇に訴えない。

- 5 双方は、中日両国のどちらの側も、アジア・太平洋地域で覇権を求めず、いずれの側も、他のいかなる国、あるいは国家集団が、こうした覇権をうちたてようとすることに反対するものであると声明する。

(相談に依ずる)

- 6 双方は、両国の外交関係が樹立された後、平和共存の五原則に基づいて平和友好条約を締結することに同意する。

- 7 中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府

極秘

は日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する。

- 8 中華人民共和国政府と日本国政府は、両国間の経済と文化関係をいつそ発展させ人的往来を拡大するため、平和友好条約が締結される前に、必要と既存の取極めに基ついて通商、航海、航空、気象、郵便、漁業、科学技術などの協定をそれぞれ締結する。